

(2) 諮問第1号 国民健康保険税 課税限度額の引上げについて

1 改正の趣旨

「平成31年度税制改正の大綱」(平成30年12月21日閣議決定)において、国民健康保険税における負担の公平性を図るため「課税限度額の引上げ」と「軽減措置の拡充」が盛り込まれました。

今後、3月末までに国により地方税法施行令が改正される見込みです。名寄市としても国が定める法定どおりの改正を行う予定です。

※名寄市国民健康保険税条例の改正

平成31年4月1日施行予定。

2 改正の内容

課税限度額の引上げ

課税限度額とは、1世帯(納税義務者)に課税される限度の金額(年間)のことです。

■1 改正案

区 分	改正前	改正後	増加額
医 療 分	58万円	61万円	3万円
後 期 分	19万円	19万円	変更なし
介 護 分	16万円	16万円	変更なし
合 計	93万円	96万円	3万円

■2 限度額の推移

年 度	基礎賦課額		後期高齢者		介護納付金		合 計	
		引上げ額		引上げ額		引上げ額		引上げ額
26年度	51万円	—	16万円	+2万円	14万円	+2万円	81万円	+4万円
27年度	52万円	+1万円	17万円	+1万円	16万円	+2万円	85万円	+4万円
28年度	54万円	+2万円	19万円	+2万円	16万円	—	89万円	+4万円
29年度	54万円	—	19万円	—	16万円	—	89万円	—
30年度	58万円	+4万円	19万円	—	16万円	—	93万円	+4万円
31年度	61万円	+3万円	19万円	—	16万円	—	96万円	+3万円

■3 限度額改正による影響額（平成31年1月末現在）

区 分	全世帯数	改正前 超過世帯数 (割合)	改正後 超過世帯数 (割合)	国保税課税額 の影響額
医 療 分	3,451世帯	101世帯 (2.9%)	92世帯 (2.7%)	2,901,884円
後 期 分	3,451世帯	173世帯 (5.0%)	変更なし	0円
介 護 分	1,333世帯	91世帯 (6.8%)	変更なし	0円

■4 該当世帯の例

3人世帯の場合（介護分2人、所得1人、固定資産税なし）

区 分	限度額に達する給与所得	
	限度額引上げ前	限度額引上げ後
医 療 分	7,073,245円	7,478,649円
後 期 分	5,396,667円	変更なし
介 護 分	5,830,000円	変更なし

4人世帯の場合（介護分2人、所得1人、固定資産税なし）

区 分	限度額に達する給与所得	
	限度額引上げ前	限度額引上げ後
医 療 分	6,789,460円	7,194,865円
後 期 分	5,063,334円	変更なし
介 護 分	5,830,000円	変更なし

(3) 国民健康保険税 軽減措置の拡充について

軽減措置の拡充

軽減措置とは、所得に応じて国保税の均等割（一人当り課税）及び平等割（一世帯当り課税）を一定割合（7割・5割・2割）軽減する制度のことです。（低所得者対策）

■1 改正案

軽減種別	改 正	軽減基準（世帯主及び国保加入者の合計所得）
7割軽減	改正なし	33万円以下
5割軽減	改正前	33万円+27.5万円×国保加入者数
	改正後	33万円+ 28万円 ×国保加入者数
2割軽減	改正前	33万円+50万円×国保加入者数
	改正後	33万円+ 51万円 ×国保加入者数

■2 影響額（平成31年1月末現在）

《医療・後期支援分》

軽減種別	改正前		改正後		影響分
	軽減世帯数	軽減額	軽減世帯数	軽減後	
7割軽減 (改正なし)	1,210世帯	53,768,400円	1,210世帯	53,768,400円	0円
5割軽減	569世帯	21,109,750円	579世帯	21,450,250円	10世帯 340,500円
2割軽減	445世帯	6,960,600円	452世帯	7,103,400円	7世帯 142,800円
合計	2,224世帯	81,838,750円	2,241世帯	82,322,050円	17世帯 483,300円

《介護分》

軽減種別	改正前		改正後		影響分
	軽減世帯数	軽減額	軽減世帯数	軽減後	
7割軽減 (改正なし)	436世帯	5,745,600円	436世帯	5,745,600円	0円
5割軽減	172世帯	1,683,000円	175世帯	1,715,000円	3世帯 32,000円
2割軽減	135世帯	558,000円	136世帯	559,600円	1世帯 1,600円
合計	743世帯	7,986,600円	747世帯	8,020,200円	4世帯 33,600円

■3 該当世帯の例

2人世帯の場合 年金所得（65歳以上、妻の年金収入が80万円以下）

軽減種別	軽減の対象となる所得（年金所得） ※65歳以上の年金所得者は、軽減判定時のみ15万円控除して計算する。	
	改正前	改正後
7割軽減	48万円以下	変更なし
5割軽減	103万円以下	104万円以下
2割軽減	148万円以下	150万円以下

3人世帯の場合

軽減種別	軽減の対象となる所得（給与所得）	
	改正前	改正後
7割軽減	33万円以下	変更なし
5割軽減	115.5万円以下	117万円以下
2割軽減	183万円以下	186万円以下